

第5回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：平成30年6月7日（木） 13：30～15：47
2. 開催場所：量研機構東京事務所第1会議室
3. 出席者：
（委員会委員）畑中委員、富岡委員、山口委員、西川委員
（事務局）本部 監査・コンプライアンス室 前田室長
総務部 竹田部長、総務部 契約管理課 米川課長
放射線医学総合研究所 管理部 経理・契約課 菅沼課長
高崎量子応用研究所 管理部 経理・契約課 羽石課長
関西光科学研究所 木津地区 管理部 経理・契約課 豊田課長
那珂核融合研究所 管理部 契約課 田村事務統括
六ヶ所核融合研究所 管理部 契約課 中山課長 他

議題：

1. 配布資料の確認
2. 平成29年度下半期における事後点検について
 - (1)平成29年度下半期における随意契約の状況について
 - (2)平成29年度下半期における一者応札・応募の状況について
 - (3)平成29年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について
 - (4)平成29年度調達等合理化計画の自己点検について
3. 平成30年度調達等合理化計画の点検について
4. その他

配布資料：

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 資料1 | 第4回契約監視委員会－議事概要－ |
| 資料2 | 平成29年度量子科学技術研究開発機構下半期契約データ |
| 資料3 | 平成29年度下半期契約（競争性のない随意契約）の状況 |
| 参考資料 | 平成29年度下半期における随意契約に係る規程類（抜粋） |
| 資料4 | 平成29年度下半期契約（一者応札・応募）の状況 |
| 資料5 | 平成29年度下半期のサンプリング事後点検について |
| 資料5-1 | 平成29年度下半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検 |
| 資料5-2 | 平成29年度下半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検 |

資料 6 平成 29 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
【自己評価】(案)

資料 7 平成 30 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
(案)

参考資料：

- 1 独立行政法人改革等に関する基本的な方針
- 2 独立行政法人の随意契約に係る事務について
- 3 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（通知）
- 4 「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」について
- 5 独立行政法人の調達に関するこれまでの閣議決定等の取扱いについて
- 6 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」について
- 7 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約監視委員会規程
- 8 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程
- 9 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計事務取扱細則
- 10 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則
- 11 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程に基づく会計担当責任者の
指定及び事務の範囲を定める細則
- 12 平成 29 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
- 13 量子科学技術研究開発機構 契約監視委員会委員名簿
- 14 随意契約及び一者応札のサンプリング抽出結果及び事後点検について

議事概要：

1. 配布資料の確認
事務局から、青山委員長欠席のため、畑中委員が委員長の職を代理する旨の説明後
に、議事次第に従い、配布資料の確認がなされた。
2. 平成 29 年度下半期における事後点検について
 - (1) 平成 29 年度下半期における随意契約の状況について
事務局から資料 2、資料 3 及び資料 3 の参考資料に基づき、平成 29 年度下半期に
おける随意契約の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないと
して了承された。
 - (2) 平成 29 年度下半期における一者応札・応募の状況について
事務局から資料 2 及び資料 4 に基づき、平成 29 年度下半期における一者応札・応
募の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

- ・委員から、高崎量子応用研究所及び六ヶ所核融合研究所において一者応札・応募の前年度比率等が下がった要因について質問があり、両研究所において、契約手続きに入る前に請求元に声掛けを依頼した旨、また、六ヶ所核融合研究所の場合は地理的な問題があるため、郵便入札制度を導入し可能な限り多く応札者を増やすよう対応した旨の回答があった。

(3) 平成 29 年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局から資料 5、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、今回の委員による抽出結果の説明があった。その後、各研究所の契約担当課から抽出された案件ごとの説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

① 競争性のない随意契約事後点検「ガラスロッドの購入」(関西光科学研究所)

- ・委員から、購入品のガラスロッドは管理上消耗品に該当するかどうかの質問があり、関西光科学研究所から消耗品に該当し、通常 5 年程度は使用可能である旨の回答があった。また、委員から本体のガラスレーザー装置の状況について質問があり、関西光科学研究所からまだ交換部品が供給されており、使用に支障のない旨の回答があった。

② 一者応札・応募事後点検「被ばく医療共同研究施設、廃棄物処理設備機器の分解点検、整備、調整」(本部及び放射線医学総合研究所)

- ・委員から、本仕様の資格等条件について質問があり、放射線医学総合研究所から放射線管理区域での作業経験を有していること及び放射線に関する基礎的な知識を有していることを仕様書に記載している旨の回答があった。また、委員から、放射線作業経験の必要性について質問があり、放射線医学総合研究所から作業場所は、放射線管理区域内であることから必要である旨の回答があった。さらに、委員から作業現場の建屋の築年数の確認があり、放射線医学総合研究所から、築年数 32 年程度であり施設建屋の竣工以来、放射性廃棄物減容処理のための焼却設備として動いている旨の回答があった。
- ・委員から、分解点検の頻度についての質問があり、放射線医学総合研究所から毎年実施している旨、また、本作業の契約時期についての補足説明があった。
- ・委員から、過去の応札状況について質問があり、放射線医学総合研究所から約 10 年間、今回の契約者が応札している旨の回答があった。
- ・委員から、一者応札対策について質問があり、放射線医学総合研究所から同業他社の入札参加を模索すべく引き続き、努力していく旨の回答があった。
- ・委員から、契約関係書類に添付されている過去の契約額と今回の契約額に大き

な差額がある理由について質問があり、放射線医学総合研究所からその年の点検結果如何で、整備を要する箇所や交換を要する部品等が異なるため契約金額に差額が発生する旨の回答があった。

② 一者応札・応募事後点検「し尿浄化槽清掃作業」（高崎量子応用研究所）

- ・委員から、過去の応札状況についての質問があり、高崎量子応用研究所から過去においても今回の契約業者による 1 者応札である旨の回答があった。
- ・委員から、仕様内容が一般的なものにもかかわらず一者応札になっていることについて指摘があり、高崎量子応用研究所から声掛けをしているにもかかわらず、結果的に 1 者応札となっている旨の回答があった。
- ・委員から、入札の際 3 者に声掛けし結果的に契約業者以外は多忙を理由に応札しなかったことについて、仔細な状況を推測できないか質問があり、高崎量子応用研究所からそれ以上の理由、状況等は不明である旨の回答があった。
- ・委員から、契約額の適正性について質問があり、高崎量子応用研究所から参考見積書及び料金表を参考に予定価格を積算し、落札額はその予定価格より下回っているので適正額と考える旨の回答があった。
- ・委員から、本件の今後の対策について質問があり、高崎量子応用研究所から今までどおり声掛けを行うとともに新しい業者を探す等対応していく旨の回答があった。

③ 一者応札・応募事後点検「レーザー高品質化装置の購入」（関西光科学研究所）

- ・委員から、性能が合えばシステム本体との互換性は問題ないのかと質問があり、関西光科学研究所からシステム本体との互換性により追加装置を限定するものではない旨の回答があった。また、委員から、本製品関係の供給可能メーカーについて質問があり、関西光科学研究所から今回の契約業者等の限られたメーカーしか製作していない旨の回答があった。
- ・委員から、仕様書の記載方法について、要求仕様に「以上」等記載し、幅を持たせるべきではないかという意見、また、委員から要求仕様に対し、例えば大きさが 1cm 前後しても、相当品のため問題ないのかどうかの照会があり、関西光科学研究所から性能を担保できれば多少の寸法のずれは問題ない旨、また、そのような仕様の確認については、技術審査時や質問書で機構、応札業者間で確認している旨の回答があった。
- ・委員から、本件は要求している仕様上の問題から声掛けするのは難しく、応札者からの申し出を待つしかないのではという意見があり、関西光科学研究所からそのとおりである旨の回答があった。
- ・委員から、製作可能なところは限定されているのではないかと意見があり、関西光科学研究所から、本件のように既存システムに装置を追加するようなケースにおいては、要求しているものを市販の製品で供給できる業者は、限られ

ている旨の回答があった。

⑤一者応札・応募事後点検「ITER TF コイル巻線用超伝導導体の製作：1 式」（那珂核融合研究所）

- ・委員から、先行して製作した 33 本の TF 導体と今回コイルとの落札額の比較について質問があり、那珂核融合研究所から契約内容に違いがあり比較は難しいものの、素線そのものの価格としては、あまり変動がなく妥当な金額である旨の回答があった。

- ・委員から、33 本の TF 導体を調達した際は、ジャケットと素線を分けて発注したため、複数者の応札があったかどうかの照会があり、那珂核融合研究所からそのとおりである旨、また現在、33 本の TF 導体の事業は終了しており、受注した業者は製作プロジェクトを終了していると思われる旨の回答があった。

⑥一者応札・応募事後点検「IFMIF/EVEDA 原型加速器高周波電源監視用赤外線サーモカメラ等購入」（六ヶ所核融合研究所）

- ・委員から、調達方法について、システム一式で購入するのではなく、例えばサーモグラフィだけで注文することは可能なかどうかの質問があり、六ヶ所核融合研究所から、ひとつのシステムとして組込む際の互換性、分割した際の取り合いの問題及び分割発注と指摘されることも考えられることから、一式で購入している旨の回答があった。また、委員から、システム一式で購入した方が安価になるという合理的な説明ができれば望ましい旨の意見があった。

- ・委員から、入札説明書を配布しながら応札しなかった社に、理由を聞ければ今後の参考になると考えられる旨の意見があった。

(4) 平成 29 年度調達等合理化計画の自己点検について

事務局から、資料 6 に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する平成 29 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

- ・委員から、「2.重点的に取り組む分野、②一者応札・応募案件の削減」の未達成の記載について、理由は平成 29 年度特有の問題で、当該案件を除外すればほぼ計画達成したと考えていいのかとの質問があり、事務局から大きな要因を記載した旨、さらに各年度の予算の付き方等様々な要因がある旨の回答があった。

また、平成 30 年度の機構調達等合理化計画から、先般委員からいただいたご意見を踏まえ、一者応札・応募の評価方法を、従来の件数、金額から当該年度の予算の増減に左右されない前年度比率によるものに変更する予定である旨の補足説明があった。

3. 平成 30 年度調達等合理化計画の点検について

事務局から、資料 7 に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する平成 30 年度調達等合理化計画（案）について説明があり、委員より、1.(2)表 2「1 者以下」を「1 者応札」に修正することをもって、了承された。

4. その他

事務局から、次回第 6 回契約監視委員会は 11 月頃に開催し、平成 30 年度上期の契約内容の事後点検を中心に行う予定である旨の説明があった。

以上